

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人友興会定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の執行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

(兼務役員)

第3条 法人職員を兼務し、本会の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員に対しては、本規程に基づく報酬等は支給しない。

(報酬等の額)

第4条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で別表1により支給する。

- 2 評議員が理事長の命により、理事会への出席等の法人及び施設運営のための業務にあたった場合、別表1により報酬を支給する。
- 3 常勤役員に対しては、報酬、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給し、金額は次の通りとする。
 - (1) 報酬、地域手当は、別表2に定める1人当たりの月額範囲内とする。
 - (2) 期末手当の額は、別表2に定める年額範囲内とする。
 - (3) 通勤手当の額は、主たる勤務を行なう地域の旅費規程によるものとする。
- 4 非常勤職員の報酬は日額とし、理事会等への出席、並びに、法人及び施設運営のための業務にあたった都度、別表3により報酬を支給する。

(報酬等の支払方法)

第5条 前条各号に規定する報酬等は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 常勤役員の報酬等の支給日は、法人本部の給与規程によるものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用の弁償)

第6条 本会は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外に関するものを対象とし、旅費規則に基づき算出されるものとする。

3 実費弁償費の支給は、第5条に規定する支給方法とする。

(補則)

第7条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

(改正)

第8条 本規程の改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、平成19年 6月 1日より適用する
- 2 この規程は、平成20年12月 8日より適用する
- 3 この規程は、平成29年 3月16日より適用する
- 4 この規程は、平成29年 6月19日より適用する
- 5 この規程は、令和 元年 6月19日より適用する

別表1 「評議員の報酬」

区分	報酬の額	支給基準
評議員会等に出席したとき	日額 7,000 円	評議員会等に出席した都度
法人業務を執行したとき	日額 15,000 円	法人業務を執行した都度

別表2 「常勤役員の報酬（1人あたり）」

報酬月額	地域手当月額	期末手当月額	年間総額（合計）
400,000 円	100,000 円	2,000,000 円	8,000,000 円

別表3 「非常勤役員の報酬」

役職	区分	報酬の額	支給基準
役員	理事会等に出席したとき	日額 7,000 円	理事会等に出席した都度
理事長	法人業務を執行したとき	日額 20,000 円	法人業務を執行した都度
理事	法人業務を執行したとき	日額 15,000 円	法人業務を執行した都度
監事	法人業務を執行したとき	日額 15,000 円	法人業務を執行した都度